

第2章

人としての在り方・生き方を考える教育
を充実させ、道徳性・社会性を育みます

テーマ5 「モラルの向上」

■ **背景(課題)**

(道徳教育)

小学校では平成30年度、中学校では31年度から「道徳」が「特別の教科 道徳」となる。道徳科の全面実施に向け、授業の改善や評価方法の検討など、新たな対応が求められている。

(人権教育)

社会構造の複雑化や価値観の多様化の中で様々な人権侵害が起きており、同和問題や障害があることに起因する差別や偏見、児童虐待、インターネットによる人権侵害などの問題が存在している。また、近年は社会全体のモラルの低下や家庭の教育力の低下などが指摘されている。そのため、家庭、地域社会、学校等あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に取り組むことが重要である。

(情報モラル)

スマートフォン等の急速な普及が、子どもたちの学習面や健康面で悪影響を及ぼすことが指摘され、情報モラルを含めた規範意識の向上が喫緊の課題である。

(主権者教育)

選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられ、高校3年生など若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育んでいくことが喫緊の課題である。

■ **関連する施策の実施状況**

(道徳教育)

○道徳教育推進事業（共に生きる心豊かな人材育成事業）

道徳教育指導参考資料「明日を拓く－人間としての在り方生き方を求めて－」^{ひらく}を活用した道徳教育の実践や体験活動、地域貢献活動を行った。

○道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」

道徳教育やモラル向上に関する県・市町村教育委員会、各学校の取組や事業の成果等を道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、各学校の道徳教育の一層の推進と家庭・地域・学校の連携を図った。

(人権教育)

○地域協働生徒指導推進事業

「地域協働生徒指導推進事業」において、いじめ防止をテーマとして地域・家庭と連携して生徒の健全育成に関する取組を行った。また12の推進地域において、児童生徒による標語・ポスター作成や講演会の実施などに取り組んだ。

○人権教育に関する教職員の研修

人権教育に関する理解と認識を深めるため、各種研修で人権教育に関する講座を実施した。

○人権教育に関する教育方法の研究等

学校における人権教育の実践に関する研究委託及び補助を実施し、研究指定校等の実践的な取組や研究成果を全県的に紹介することで、各学校における人権教育の一層の推進を図った。

〈主な実績〉

施策名	内容
人権教育研究委託 (県内 7 地区)	人権尊重の精神に基づき、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、人権教育研究会へ研究委託
人権教育研究指定校 (小学校 2 校)	人権教育に関する指導法等の改善・充実、人権意識を養うための指導の在り方を研究
人権教育総合推進地域 (1 地域)	学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進
人権教育研究委嘱校 (中学校 1 校)	人権意識を養うための指導のあり方について研究
人権教育推進事業費補助 (1 団体)	同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、愛知県人権教育研究会に対して補助
高等学校課題研究委託	人権尊重の精神の涵養と実践力の育成を目的とする教育活動の在り方について、校長会へ研究委託

○学校における人権教育の推進（人権週間を中心とした取組）

各学校で人権週間を中心とした期間に、講演会やDVDの視聴、人権問題を取り上げた授業など、人権問題に対する理解や認識を深めるための取組を実施した。

○社会教育における人権教育

人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるようPTA関係者等を対象に、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進した。

〈主な実績〉

施策名	内容
中央研修会	年4回、参加707名（西尾張、東尾張、西三河、東三河）
地区研修会	年10回、参加1,069名（尾張、海部、知多、西三河、東三河、新城設楽）

○人権啓発の推進

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づく啓発行事や指導者研修会、新聞・交通広告等による啓発及び「あいち人権啓発プラザ」を拠点とした啓発業務の充実を図った。

(情報モラル)

○高P連指導者研修会等での学習機会の提供

愛知県公立高等学校PTA連合会指導者研修会等において、携帯電話やスマートフォンの安心・安全な利用について取り上げたり、総務省が実施するe-ネットキャラバンについての周知を図ったりするなど、学習機会の提供に努めた。

○ネットパトロール事業の実施

ネットパトロール事業を実施し、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見・対応するとともに、情報モラルの向上を図った。

○教育キャンペーンの実施

昨年度に引き続き、「いじめ防止～自他の命を大切にし、多様な人々の存在を尊重しよう～」を重点テーマとして設定し、学校では「人権集会」



【啓發資料(ポケットティッシュ)のイラスト】

を開催、各地域では行事の中でいじめ問題を取り上げ、啓発資材の配布を行うなど、社会総がかりでいじめを防ぐ気運の醸成に取り組んだ。(93か所、55,800個配布)

(主権者教育)

○高等学校における主権者教育に関する取組

「高等学校教育課程課題研究（公民研究班）」で、主体的・対話的で深い学びを取り入れた主権者教育の授業実践例をまとめた報告書を作成した。

公民科教員を対象とする「高等学校教育課程愛知県研究協議会（公民部会）」で、主権者教育に関する研究協議を行った。



【主権者教育に関する授業の様子】

■ 取組の成果

(道徳教育)

- ・ 道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」の1日当たりのアクセス件数は1,453件（前年度1,255件、198件増加）となり、道徳教育の推進に役立った。
- ・ 道徳教育推進事業（共に生きる心豊かな人材育成事業）の実践指定校10校（高校8校、特別支援学校2校）において、道徳教育の実践やさまざまな体験活動を行い、学校が活性化するとともに、児童生徒に自己有用感や生きる力を身に付けさせることができた。

(人権教育)

- ・ 研究委託地区での各々の実態に応じた実践を通して、児童生徒が人権感覚を磨き、自分と共に他の人を認めていくという人権教育の目標に迫ることができた。
- ・ 学校連携仲間づくり推進事業の推進校（小3校、中3校）・連携校（幼保8園・小7校）において、地域の活動に積極的に関わったり地域の方を巻き込んだりするような創意工夫ある取組を通して、子どもたちに地域の一員としての自覚、社会参画意識が芽生えた。

(情報モラル)

- ・ ネットパトロール事業では、検出された書き込みに対し、学校が適切に対応し、特に緊急性が高いと判断される書き込みに対しては、学校と教育委員会が連携して対応することができた。

(主権者教育)

- ・ 実践例をまとめた「高等学校教育課程課題研究（公民研究班）」の研究報告書を全県立高校に配布し、主権者教育の研究成果を広く普及することができた。
- ・ 「高等学校教育課程愛知県研究協議会（公民部会）」では、主権者教育に関する研究発表を行い、先進的な授業実践を広く普及させることができた。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

(道徳教育)

- ・ 地域貢献活動など子どもたちが主体となった様々な体験活動を通して、道徳性・社会性を發揮できる児童生徒を育んでいく。

- ・ 全国学力・学習状況調査で、「自分にはよいところがある」と回答した本県の児童生徒は全国平均とほぼ同じであるものの、今後も自己肯定感を育くむ必要があり、学校教育活動の中で、道徳性・社会性・人権尊重の精神を育む体験活動を設定し、子どもたちのよさを伸ばす評価を行い、自己肯定感等の育成に努めていく。
- ・ 「特別の教科 道徳」の小学校での授業づくりと評価方法について、実践を通して研究を行い、その成果を普及させることにより、各学校の取組内容を充実させ、「モラルBOX」への掲載内容の一層の充実を図っていく。

(人権教育)

- ・ インターネットを用いた誹謗中傷や、LGBTに関する問題など、時宜に応じた人権課題についても積極的に研修会の内容に取り入れるなど、内容の更新を図っていく。
- ・ 中央研修会及び地区研修会は、多くの参加人数を集める研修会となっているが、これまでに参加したことのない者への参加を推進していく。
- ・ 教職員が人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、校長始め職務や経験年数に応じて、新たな課題に対応した研修を行うとともに、研修内容を一層充実させていく。

(情報モラル)

- ・ 情報化社会に主体的に対応する力を身に付けさせるために、各学校が家庭や地域と協働して効果的な取組を行っていく。
- ・ 無料通話アプリやSNS等による嫌がらせ、トラブルも起きており、スマートフォン・携帯電話等の適切な使い方を引き続き指導していく。

(主権者教育)

- ・ 研究会や研究指定校の実践、研究成果を広く普及させることにより、主体的・対話的で深い学びを取り入れた主権者教育の充実を図っていく。
- ・ 「県立高等学校教育課題研究指定校事業」における公民科による主権者教育の研究成果について発表する機会を設ける。
- ・ 公民科の教員を対象とした研修会において、主体的・対話的で深い学びを取り入れた主権者教育の優れた授業実践例を発表する機会を設けるなど、主権者教育における教員の指導力向上を図っていく。

〈長期的に取り組むこと〉

(道徳教育)

- ・ 道徳性・社会性の向上、人権尊重の精神の涵養のためには、粘り強い取組が必要であることから、家庭・地域・学校が連携した取組を一層充実させていく。

(人権教育)

- ・ 人権意識を向上させるためには、粘り強い取組が必要であることから、子どもたちの発達段階や実態を考慮し、各教科、道徳、特別活動等を含めた教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を推進していく。

(主権者教育)

- ・ これから時代を担う子どもたちが、民主的な社会を形成する一員として生きていく上で必要な能力や資質を身に付けられるよう、小学校から高校までの主権者教育を体系的に進め、より一層の充実を図っていく。

(関係課室：教育企画課、生涯学習課、高等学校教育課、義務教育課)

テーマ6 「いじめ・不登校等への対応」

■ 背景(課題)

いじめは、子どもたちの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題である。本県においては、いじめの認知件数は増加しているが、各学校において、積極的にいじめを認知し、解決を図ろうとしていることの表れと捉えている(図表1 平成28年度の認知件数が急増しているのは、平成28年3月の文部科学省の通知により、更にいじめを積極的に認知するようになったことが理由だと考える)。

また、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の施行を受け、本県においても平成26年度に「愛知県いじめ防止基本方針」を策定(平成29年12月改定)するとともに、知事及び教育委員会の附属機関として「愛知県いじめ問題調査委員会」及び「愛知県いじめ問題対策委員会」を設置するなどの取組を進めってきた。

いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえた上で、未然防止・早期発見・早期対応を基本として、いじめ問題の解消に当たっている。

【図表1:いじめの認知件数の推移】(国・公・私立)単位:件

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H24	7,136(5位)	4,734(3位)	363(14位)	14(20位)
H25	6,983(6位)	3,867(5位)	357(6位)	13(14位)
H26	6,667(5位)	3,739(2位)	923(1位)	22(18位)
H27	7,504(4位)	4,428(2位)	973(1位)	16(21位)
H28	10,431(8位)	4,710(2位)	1,079(1位)	26(23位)

(※)

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より愛知県分を抜粋
()内は全国順位

小・中学校における不登校児童生徒数は、全国と同様に、前年度より増加しており、小・中学校ともに過去最多となっている。高校においては、全国と同様、微減している(図表2)。

【図表2:不登校児童生徒数の推移】(国・公・私立) 単位:人

年度	小学校		中学校		高等学校	
	愛知	全国	愛知	全国	愛知	全国
H24	1,655	21,243	6,111	91,446	2,216	57,664
H25	1,919	24,175	6,605	95,442	2,261	55,655
H26	2,057	25,866	6,894	97,036	2,039	53,154
H27	2,208	27,583	7,084	98,408	2,068	49,563
H28	2,473	30,448	7,511	103,235	2,042	48,565
H27-H28比較	+265	+2,865	+427	+4,827	-26	-998
H28全国順位	第3位 (前年度3位)		第4位 (前年度3位)		第6位 (前年度7位)	

不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している者の割合は、小学校で39.5%、

第2章 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます
中学校では 57.5% となっている。学年が進むにつれて、不登校の状況が長期化する傾向にある。

■ 関連する施策の実施状況

○公立学校へのスクールカウンセラーの設置

公立中学校全校への設置の継続と、県立高校の拠点校並びに公立小学校の拠点校への設置を拡充し、子どもたちが悩みを気軽に相談できる体制の一層の充実を図っている。平成 29 年度からは、中学校を拠点として小学校 1 ~ 4 校に同一のスクールカウンセラーが訪問相談を行う「小中連携校」を新たに設置し、継続的な支援を行う体制を整備した。

また、スクールカウンセラースーパーバイザー（指導的立場の臨床心理士）5 人を継続配置し、スクールカウンセラーの資質向上を図るとともに、緊急支援が必要な事案や重篤事案に適切に対応できるようにした（図表 3）。

【図表 3：スクールカウンセラーの配置人数】単位：人

年度	小学校	中学校	小中連携校	高等学校	スーパーバイザー
H29	177	271	35	54	5

※公立学校
(名古屋市立を除く)

○スクールソーシャルワーカーを設置する市町村への補助

不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待など生徒指導上の課題に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術により対応するため、平成 28 年度にスクールソーシャルワーカーを設置する市町村に対する補助制度を創設し（9 市町 16 人）、29 年度は 5 市町増の 14 市町（計 27 人）へ補助を行った。

○県立高校へのスクールソーシャルワーカーの設置

関係機関と連携し、子どもたちの置かれた環境に働きかけながら問題の解決を図るために、平成 29 年度は、前年度に引き続き 6 名のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、必要に応じて全県立高校へ派遣できるようにした。

○24 時間いじめ電話相談事業（子ども SOS ほっとライン 24）の継続実施

いじめ問題や、交友関係のトラブル、心配な友達の存在など、子どもの悩みを広く受け止めることができるようするために、年末年始を含め 365 日 24 時間体制でいじめ電話相談を実施した（図表 4）。

【図表 4：24 時間いじめ電話相談事業（子ども SOS ほっとライン 24）の相談件数】単位：件

年度	相談件数	うちいじめ相談回数
H27	10,401	223
H28	11,027	251
H29	10,021	191

○ネットパトロール事業の実施

県立学校に関するインターネット上の学校非公式サイト等を定期的に検索・監視し、誹謗中傷などいじめにつながる書き込みや画像、個人情報の書き込み等を見つけ、いじめの早期対応・未然防止を図るため、専門業者に委託してネットパトロールを実施した。

○校内生徒指導体制の充実

学校では、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ・不登校対策委員会」

等を組織し、研修による教職員の意識の向上や、児童生徒へのアンケート内容を工夫するなどして積極的に実態把握に努めるとともに、把握した事案については、担任教師だけでなく、スクールカウンセラーや養護教諭などとも連携して全校体制で解決に当たっている。

○学校と警察との連携を始めとする関係機関等との連携強化

県教育委員会と県警察本部による協定と同様に、市町村教育委員会と所轄署との連携を支援し、学校と警察との連携強化を図るとともに、「学校警察等連絡協議会」や県警サイバー犯罪対策課の協力による「サイバー犯罪防止研修会」を実施した。

■ 取組の成果

本県の小・中・高等学校におけるいじめの認知件数は全国でも上位であるが、これは、ささいな事案も見逃さずにきめ細かい対応に努めている結果であると捉えている。なお、平成 28 年度に認知した 16,246 件のいじめのうち、91.3%に当たる 14,840 件について解消が図られた（図表 5）。

【図表 5：平成 28 年度 いじめの現在の状況（小・中・高・特支を含む）】 単位：件

解消しているもの	解消に向けて取組中	その他	合計
14,840 (91.3%)	1,293(8.0%)	113(0.7%)	16,246(100.0%)

※文部科学省「平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より愛知県分を抜粋

・スクールカウンセラー設置事業

(スクールカウンセラー)

平成 29 年度の相談件数は、小・中・高校合計で 110,108 件であった（図表 6）。

相談内容は、「心身の発達」や「不登校」に関する内容が半数を超える、欠席日数が減少するなどのよい変化が見られた割合も小・中学校とともに 5 割を超えており、高校における相談内容は、「学校不適応」と「家庭・家族」に関する内容が合わせて 40% を超えている。

【図表 6：スクールカウンセラーへの相談件数】 単位：件

年度	小学校	中学校	高校	合計
H27	36,605	61,531	11,611	109,747
H28	37,563	61,989	11,893	111,445
H29	37,538	61,266	11,304	110,108

(スクールカウンセラースーパーバイザー)

各高校、各教育事務所・支所を通じて各市町村教育委員会から緊急支援の要請があったときに、学校での緊急支援体制の中心的な役割を担い、支援計画等について学校や市町村教育委員会と協議し、支援を進めることができた。

・市町村が設置するスクールソーシャルワーカーへの設置事業への支援

教職員とスクールソーシャルワーカーの連携がより図られるようになり、教員が子どもの指導に専念でき、精神的な負担感の軽減につながった。

・県立高校へのスクールソーシャルワーカー設置事業

スクールソーシャルワーカーの支援によって、学校・家庭が外部専門機関と連携しやすくなり、家庭環境等が改善された結果、学校生活に取り組む生徒の意欲

第2章 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます
が向上するなどの成果が見られた。

平成29年度、県立高校に配置した6名のスクールソーシャルワーカーが支援した生徒239人のうち、状況が好転した生徒は99人(41.4%)であった。状況が好転していない140人の生徒についても、スクールソーシャルワーカーの継続的な支援により、学校生活を継続できているなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている。

・ネットパトロール事業

いじめやトラブルに関する書き込みや児童生徒の個人情報等の早期発見により、いじめ等問題行動への早期対応及び情報モラル教育に役立っている。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

- 「学校いじめ防止基本方針」については、各学校におけるいじめ防止の取組をP D C Aサイクルで見直しを図り、より実効性のあるものとなるよう、市町村教育委員会及び学校に促すとともに、各学校で、基本方針を用いた教員研修が深められるよう働きかけていく。
- 愛知県生徒指導推進協議会等で作成した生徒指導リーフ等を活用して、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を働きかける。また、初任者研修や生徒指導担当指導主事会等で、生徒指導リーフを活用した研修を実施する。
- 解決困難ないじめが発生した場合、弁護士や警察関係者等から組織する「いじめ対応支援チーム」による市町村への支援を引き続き推進する。
- いじめや不登校の未然防止に向け、児童生徒相互の良好な人間関係づくりを推進できるよう、魅力ある学校づくり調査研究事業の成果を県内の小・中学校に発信していく。

〈長期的に取り組むこと〉

- 学校だけでは対応が困難な問題の解決に向け、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの有効活用を進めるとともに、関係機関と連携して取り組む体制の整備・充実を図っていく。
- スクールカウンセラーについては、小中連携を視野に入れた効果的な配置を工夫したり、いじめや不登校の未然防止に向けた取組を進めたりするなど、効果的な活用についてさらに工夫していく。
- いじめの未然防止に向けた取組を強化し、いじめを見逃さず、積極的に解消に努め、解消後も継続的に見守る体制の整備を推進する。特に、ネット上のいじめ防止については、情報モラルの向上に関する取組とあわせて、相談しやすい人間関係づくりを進めていく。
- 県立学校では、警察と締結した協定書に基づき、適時・的確に情報を共有できるよう連絡体制の充実を一層図る。また、市町村教育委員会においても、警察をはじめとする関係機関との連携を強化するための支援を行っていく。

(関係課室：高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課、県民文化部学事振興課)